

# 中東における仲裁

2012年10月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiより提供を受けた「中東エクステンジ・ニュースレター2012年11月号」に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107 - 6006  
東京都港区赤坂1-12-32  
Tel:03-3582-5017

**JETRO**

本報告書作成委託先：  
Herbert Smith LLP Dubai

Dubai International Financial Centre  
Gate Village 7, Level 4  
P.O. Box 506631  
Dubai, UAE  
Tel: +971-4-428-6300  
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT  
SMITH  
FREEHILLS**

## 特別特集：中東における仲裁

本号の中東エクステンジでは、GCC諸国における仲裁をめぐる最近の動向に焦点を当てる。

このうち二つの動向は、ドバイとクウェートの最上級の裁判所がそれぞれ判断を示した、仲裁合意の有効性に関するものであり、もう一つの動向は、国際仲裁を選択した場合に、それがどの程度DIFCの裁判所によって認められるのかをめぐる、長年の懸念に関して見られた新たな展開である。

- ・ 現行の仲裁条項はクウェートで有効か？
- ・ **UAE**—不動産登記要件の違反に基づく仲裁判断は、公の秩序に反するとして執行不能に
- ・ **DIFC**裁判所、**Injazat**事件判決の踏襲を拒む

### 現行の仲裁条項はクウェートで有効か

最近のクウェートの破産院による判決により、仲裁条項が定められた契約書の承認プロセスに注目が集まった。同判決は、仲裁条項が定められた契約においてクウェートの会社が当事者であり、仲裁判断をクウェートで執行しなければならない可能性がある場合に重大な意味合いを帯びる。

法廷では、クウェートで設立されたLLCの総支配人またはクウェートの株式会社の取締役会長は、仲裁条項を含む契約書を締結し、その署名によって会社を拘束する権限を有しているのか、そして権限を有さない場合はどのような承認が必要か、という問題が争点となった。

この争点は、次のように定めるクウェート民法第702条の解釈にかかっている。

経営行為ではない給付〔事務〕、特に出資、売買、調停、譲渡抵当、自白および仲裁に関連する行為、ならびに法廷の面前での宣誓および主張の指揮については、各行為につき、特別な代理権が与えられなければならない〔強調筆者〕。

そこで、同条とクウェート会社法の規定との関係が問題となる。

クウェート会社法によれば、株式会社（joint stock company）においては、取締役会は定款で定められた目的に従って会社を運営する権限を与えられている。このような包括的な経営権に制限を加えられるのは、会社法、会社の基本文書または株主総会によってのみである、とされている。また、取締役会を代表して文書に署名する権限を有するのは会長であり、署名は取締役会の勧告に則って行われなければならない。有限責任会社（limited liability company、「LLC」または「WLL」）においては、会社の基本文書に支配人の具体的な権限事項の定めがある場合を除き、総支配人が「社員を代表して」会社を運営する包括的な権限を有する。

まず、仲裁条項を含む契約の締結は一般的には経営行為である、という議論がある。株主の承認は、株主の責任が重くなる場合や、契約の規定が会社の目的から逸脱している場合、または会社法上株主のために具体的に留保されているその他の事項に関するものでない限り、必要とされていない。これに対する唯一の例外が、定款において経営権限に追加的な制限を加えている場合である。

しかしながら、別の解釈によれば、民法の条文において具体的な言及があることに鑑みると、すべての仲裁合意について特別な代理権が必要であると考えられることもできる。民法は、クウェート（およびその他の中東諸国）において、すべての法律関係の基礎をなすため、会社を拘束する権限に関する会社法の規定が、特別な代理権を取得するという要件に優先することはない。

クウェートの最高裁判所にあたる破毀院は、特別な承認が必要であり、これは特別な委任状または会社の経営を委ねている立場にある株主の決議によるべきである、と判断した。株式会社の場合、取締役会の承認では不十分である。

本判決の結果、仲裁への付託について特別な承認を求めずに締結された仲裁合意は無効となる。破毀院は、この原則が公の秩序に関する事項であると述べたため、外国の仲裁判断をクウェートで執行する必要がある場合に、クウェートの執行裁判所は（クウェートが締約国であるニューヨーク条約の例外規定を適用することにより）公序を理由に執行を拒否することができる。

本判決により、クウェート法上の問題について突如明確な判断が示されたわけであるが、クウェートの当事者を契約の相手方とする多くの会社からは決して歓迎されないであろう。クウェートの会社が仲裁合意の当事者である場合、当面は当該クウェートの会社がその株主より仲裁合意に具体的に言及した特別な承認または委任状を取得済みであることを確認することが、ベストな対応策と思われる。中東では、重要書類に署名する特定の権限を与えるために公証委任状を用いることが多いのであるが、この取得にかかる期間も、クロージングに向けた手続きにおいて考慮しておかなければならない。

なお、Dow Chemical社のPIC (Petrochemical Industries Company) (Kuwait Petroleum Companyの完全子会社) に対する請求を認めるICC仲裁判断は、まだクウェートで同国営企業に対して執行されていない。Dow Chemicalは、PICが合意が成立していた合成樹脂の合弁事業から撤退したことに対する請求が認められ、PICには21億米ドルの損害賠償が命じられた。これは、本判決が国際仲裁への付託を規定する高額の国際的契約にどのような影響を及ぼすのかについて、注目を集める初の事例となりそうである。

## **UAE—不動産登記要件の違反に基づく仲裁判断は、公の秩序に反するとして執行不能に**

同地域ではさらに、ドバイの破棄院も、公序を広く解釈した上で公序違反を理由に仲裁判断を執行不能とする判決を下した。

不動産の譲渡をドバイ土地局にて登記しなかった場合、ドバイ法の規定によれ

ば当該譲渡は無効となる。破毀院で争われた事件では、更地の不動産の譲渡が紛争の焦点となっていた。土地開発業者が土地所有者に対して支払いをしていたにもかかわらず、土地所有者は建物建設に必要な開発業者への譲渡を登記していなかったのである。この点につき、ドバイ国際仲裁センター（Dubai International Arbitration Centre: DIAC）の仲裁廷は、ドバイ法上、土地開発業者は無登記のため同不動産を取得していないと認定し、購入価格の償還を受けるべきであると判断した。

この仲裁判断は、ドバイで執行されなければならなかった。執行手続きは、第一審と控訴審における審理を経て、破毀院で審理されることになったが、破毀院は、公序を理由に同仲裁判断を執行しないと判断した。その過程において、破毀院はUAE民法における公序の範囲を検討したが、同法では次のように規定されている。

公序とは、婚姻、相続および親族など一身上の地位に関する事項、ならびに統治機構、取引の自由、富の流通、個人所有の法則およびその他の社会の基本となる法則や基盤に関する事項を、イスラム教のシャリーアの明確な規定および基本原則に反しないように、含むものとみなす [強調筆者]。

破毀院は、権利の性質および範囲に加え、その取得または終了の方法をはじめとする取得および終了全般も富の流通と個人所有の法則に含まれる、と判示した。そして、これは当該権利を登記する義務や、登記義務の懈怠にかかる判断にも及ぶとされ、従って、これらの事項は裁判所の管轄に属し、仲裁の対象とはならないと判断したのである。この判断については、破毀院は公序を理由に執行を拒否したのではなく、公序に関する事項を仲裁の対象とすることはできない旨を判示したのである、とする意見もある。

同規定のこのような解釈は、拡大解釈の余地を残すものであり、単なる登記の懈怠を超えて、より広範に不動産に関する請求に影響を及ぼす可能性がある。また、UAEの会社の株式の譲渡など、その他の譲渡にかかる登録の懈怠にまで及ぶことも考えられる。これは、UAEで取引が実行される場合や、一方当事者がUAE国民またはUAEの会社である場合など、UAEの裁判所が管轄を引き受ける可能性がある商事取引における仲裁合意の利用全般に対して、重大な影響を及ぼすおそれがある。

## DIFC裁判所、Injazat判決の踏襲を拒む

上記の事件により、クウェートやドバイにおける仲裁の利用の是非は後退を見せているものの、（ドバイとは別の法域にあたる）ドバイ国際金融センターにおける立場には、大幅な前進が見られた。

今般のInternational Electromechanical Services vs. Al Fattan Engineering and Al Fattan Properties事件判決において、DIFC裁判所は、DIFCの裁判所にはDIFC以外を仲裁地とする仲裁のために訴訟手続きを停止する固有の管轄権を有する、と判示した。同判断をするにあたり、裁判所はInjazat事件判決（中

東エクスチェンジ2012年5月号を参照)を踏襲しなかった。これが意味するところは単純で、DIFC裁判所がある紛争を審理する管轄権を有する場合でも、仲裁地を問わず同紛争を仲裁に付託する旨の有効な仲裁合意があれば、審理を拒否する、ということである。

Injazat事件では、当事者が(仲裁地をロンドンとする)仲裁に合意していたことを理由に、被告がDIFC裁判所における手続きの停止を求めていた。裁判所は、停止に関する強行規定である2008年DIFC法第1号(「仲裁法」)の第13条は、DIFCを仲裁地とする仲裁にのみ適用される、と判示し、被告の申立てを却下した。裁判所はさらに、仲裁法が緻密かつ詳細な立法であることに鑑みて、裁判所はDIFC以外を仲裁地とする仲裁のために本件訴訟を停止する固有の管轄権を認められない、とも判示した。

International Electromechanical Services事件では、被告が(今度は仲裁地をドバイとする)仲裁のために、DIFC裁判所における訴訟の停止を求めていた。裁判所は、Injazat事件判決に従うことを拒み、仲裁法はDIFC裁判所がDIFC以外を仲裁地とする仲裁のために訴訟を停止する固有の管轄権を排除する立法趣旨を示すものではない、と判示した。裁判所は、仲裁法はDIFC裁判所がDIFC以外を仲裁地とする仲裁のために停止命令を発することを防止するものであると解釈すれば、DIFCの仲裁寄りとのイメージを損ね、アラブ首長国連邦をしてニューヨーク条約に違反させることになる、との理由を挙げた上で、固有の管轄権を行使して訴訟を停止させた。

本判決は、DIFCが仲裁寄りの法域であるとの評判を高めるものであり、歓迎すべき進展と言えるであろう。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所: Herbert Smith Freehills LLP Dubai)